

横植協会 04- 24号
令和4年11月18日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

条件付き輸入生果実関係

【新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた条件付き生果実等の輸入検査について】

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた代替措置として行う生果実等の輸入検査について、下記のとおり対象品目が除外された旨連絡がありましたのでお知らせします。

今回の除外措置は、同感染症に対する各国の輸入制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断されたことから、各国への日本側植物防疫官の派遣を再開し、カナダ産むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉並びにとうがらしの生果実、ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に対し、日本側植物防疫官を現地に派遣し、同国において検疫措置が適切に行われていることが確認されたためです。

詳細につきましては別添をご覧ください。

以 上

事務連絡
令和4年11月17日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悅夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について

新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延を受け、他国から輸入される生果実等のうち一定のものにおいては、相手国における検疫措置が適切に行われていることを確認するための日本側植物防疫官の現地への派遣が困難であったことから、一定の代替措置を講じた上で、暫定的に輸出を認めてきたところです。

今般、同感染症に対する各国の輸入制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断されたことから、各国への日本側植物防疫官の派遣を再開したところであり、カナダ産むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉並びにとうがらしの生果実、ペルー産ケント種のマンゴウの生果実に対し、日本側植物防疫官を現地に派遣し、同国において検疫措置が適切に行われていることが確認されたところです。このため、「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について（条件付き輸入解禁植物のうち、輸出国での植物防疫官の確認方式が査察制であるもの）」（令和2年4月22日付け課長補佐（輸入検疫班）事務連絡）について、別添のとおり一部改正しましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願ひいたします。

(参考)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリンの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンナーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
イタリア	タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理施設において消毒が行われる場合）	現在の抽出数量の2倍
オーストラリア	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチーン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
アメリカ合衆国	さくらんぼ、りんご及びせいようすもの生果実、ばれいしょの生塊茎	現在の抽出数量の1.5倍
イスラエル	スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スويーティ、ポメロ、レモン、オア、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍

イタリア	タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合）	現在の抽出数量の1.5倍
インド	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
エジプト	オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種 その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモン その他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリン その他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティン その他のシトラス・クレメンティナの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
オーストラリア	スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属、タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
カナダ	さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
コロンビア	トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
タイ	マンゴウ、マンゴスチン及びトーンディー種のポメロの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
チリ	指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
トルコ	オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雫種 その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雫種、レモン その他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリン その他のシトラス・レティクラタの生果実	現在の抽出数量の1.5倍

南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）	スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ニュージーランド	りんご、さくらんぼの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ハワイ諸島	ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ブラジル	ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実	現在の抽出数量の1.5倍
ペルー	ハス種のアボカド及びうんしゅうみかんの生果実	現在の抽出数量の1.5倍

※コロンビア産イエローピタヤを対象品目から除外（2021年5月）

※インド産マンゴウの輸入検査時の抽出数量を変更（2022年3月）

※アメリカ合衆国産にほんすもも、むぎわら及びかもしげさ属植物の茎葉を対象品目から除外（2022年9月）

※カナダ産むぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉並びにとうがらしの生果実、ペルー産ケント種のマンゴウの生果実を対象品目から除外（2022年11月）